



2025 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ ッ ク ハ ウ ス
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 石 野 孝 司
(コード番号 7603 東証スタンダード)
問合せ先 取 締 役 管 理 統 括 本 部 長 小 林 大 介
(TEL. 03 - 3316 - 1911)

第三者割当による第 11 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 6 日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において決議した、EVO FUND（ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「割当先」又は「EVO FUND」といいます。）を割当先とする第三者割当による第 11 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2025 年 8 月 22 日に発行価額の総額（1,350,000 円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025 年 8 月 6 日公表の「第三者割当による第 11 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

＜本新株予約権発行の概要＞

(1) 割当日	2025 年 8 月 22 日
(2) 発行新株予約権数	54,000 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）
(3) 発行価額	総額 1,350,000 円（新株予約権 1 個当たり 25 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	5,400,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 202 円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は 5,400,000 株であります。
(5) 調達資金の額	2,351,250,000 円（注）
(6) 行使価額及び行使価 額の修正条件	当初行使価額は 438 円とします。 本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）に初回の修正がされ、割当日の 2 取引日後に第 2 回目の修正がされます。さらに、行使価額は、以後 3 取引日が経過する毎に修正されます（以下、行使価額の修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正では、行使価額は、発行決議日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が上記「(4) 当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。第 2 回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ 3 連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 100%を乗じた金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額（但し、

	当該金額が、上記「(4)当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。なお、いずれかの価格算定期間内の取引日において本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。但し、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含みます。)から当該株主確定日等(当日を含みます。)までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。)及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含みます。)の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、本新株予約権の発行要項第 10 項第(1)号に準じて行使価額は修正されます。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 権利行使期間	2025 年 8 月 25 日(当日を含みます。)から 2026 年 8 月 25 日までとします。
(9) その他	当社は、割当先との間で、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要することを規定する本新株予約権の買取契約を締結しております。また、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、総数引受契約を締結しております。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以上